2024年夏来日
青少年交換プログラム

ホストクラブ・カウンセラー
マニュアル

Rotary 第2780地区 | 青少年交換プログラム

【青少年交換プログラムについて】 3
1. 青少年交換プログラムの趣旨と概要 3
2. 青少年交換のはじまり 3
3. 地区青少年交換委員会の役割 3
4. 主な用語 4
5. 留学期間 5
6. 渡航日、帰国時期 5
7. 交換相手地区 5
8. 国際ルール（4Ｄルール） 5
9. 留学の停止 5
【カウンセラーについて】 6
1. カウンセラーの選任 6
2. カウンセラーの任期 6
3. カウンセラーの任務 6
【来日前・受入準備】 7
1. 受入高校を探す 7
2. ホストファミリーを探す 7
3. 書類を作成する 8
4. 学生と連絡を取る 9
5. クラブで打ち合わせ会議を実施 9
6. 費用について 10
【到着・滞在中】 11
1. 住民登録及び国民健康保険 11
2. パスポート 11
3. 学校・クラブ行事 11
4. 随時ガバナー事務所へ提出するもの 11
5. クラブ例会への出席 12
6. 会員宅訪問 12
7. 地域社会への貢献 12
8. ホストファミリーとのトラブル 12
9. 旅行 12
10. オリエンテーション等の参加 12
11. 病気や怪我 13
12. 保険金の請求 13
13. ハラスメントについて 13
14. 緊急連絡先の周知 13
15. 緊急事態発生の場合 14
16. 「おなやみごと（ハラスメント）相談窓口」 14
17. ホームシック 14
18. 留学生の親の訪問 14
【帰　国】 16
● 帰国前の荷物発送 16
● 帰　国 16
● 学　校 16

【地区青少年交換委員会】 17
【関係連絡先】 17
【参考資料】 18
【よくあるご質問】 19

【青少年交換プログラムについて】

1. 青少年交換プログラムの趣旨と概要

ロータリーの青少年交換プログラムは、国際ロータリー（RI）の正式プログラムです。
1972年のRI規定審議会において決議され、全てはロータリー章典に準拠したルールが適用されており数ある青少年奉仕活動のうちでも大変価値ある奉仕活動の一つです。

海外で生活することは、国際理解と平和を推進する素晴らしい方法です。青少年交換を通じて、学生は新しい言語を学び、異なる文化と慣習を知り、生涯に渡る友情を育みます。

ロータリー青少年交換プログラムの目的は以下の通りです。
・国際理解と親善の心を育む
・青少年のエンパワメントを通じて好ましい変化を生み出す
・プログラムに参加する受け入れクラブ、ホストファミリー、地域社会、学生の間に生涯にわたる関係を築く

この活動にはときに困難と煩わしさを伴うことがありますが、それ以上に**本人はもちろん、地域社会のためにもまたクラブにとっても計り知れない大きな成果を上げることができる奉仕活動**です。

2. 青少年交換のはじまり

青少年交換プログラムは1929年、米国とデンマーク・コペンハーゲンのロータリアンの子供たちの交換から始まりました。第二次世界大戦で一度途絶えるものの、その後1946年に再開され、1950年代には、この相互交換型で長期的かつ学問的な交換は人気を博し、ロータリー青少年交換の原型へと発展していきました。1972年、国際ロータリーの理事会は、価値ある国際的な活動として、世界中のクラブに青少年交換を推奨することに同意しました。

現在は毎年120か国以上、15～19歳の学生 9,000名以上の交換が行われています。また、日本においても毎年50か国以上、約200名の学生が海外に滞在し、言語や文化を学びながら、海外に友人をつくり、世界市民としての自覚を養い成長していきます。

また、このプログラムは誕生の経緯からみて、**数あるロータリー奉仕プログラムで唯一、ロータリアンの子弟が参加できるロータリープログラム**です。

3. 地区青少年交換委員会の役割

交換相手地区との実務的なやり取りは、地区委員会で行っています。地区委員会はプログラムを成功させるために、クラブに対してあらゆる援助と助言をします。また、交換学生に対してはオリエンテーションを開催し、留学生としての意識高揚をはかり、アドバイスをしていきます。
地区危機管理委員会と連携し、留学生の命の安全と健康を守るべくプログラムを推進します。

4. 主な用語

インバウンド　：　Inbound	青少年交換来日交換学生（以下、来日学生）IBSともいう。
アウトバウンド：　Outbound	青少年交換派遣交換学生（以下、派遣学生）OBSともいう。
ローテックス　：　ROTEX	元青少年交換派遣学生 自らの留学経験を活かし、IBS、OBSの留学生活がより良いものになるようサポートする。
ホストクラブ	来日学生を受け入れて世話をしてくれるクラブ。
スポンサークラブ	派遣学生を推薦してくれるロータリークラブ。
カウンセラー	ロータリーにおいて学生の主な連絡役を担当し、年度を通じて定期的に学生と直接連絡を取ることで、学生が留学国と地域社会に溶け込めるように支援する。
ライジェム　：　RIJYEM	Rotary International Japan Youth Exchange Multidistrictの頭文字。一般社団法人　国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構。日本における青少年交換をまとめる組織。
イエス/ワイ・イー・エス・エス：YESS	Youth Exchange Support Systemの頭文字。交換学生とロータリアンの手助けをすることを目的としたサポートシステム。現在多くの手続きはこのYESSを用いて行われる。RIJYEMが運用。

【YESS クラブ・学生用画面】

ログイン ID：
パスワード：
ガバナー事務所におたずねください。
ログイン URL：
https://yess.rijyec.org/mp/rijyec/mypage.php

ログイン QR コード

WindowsEdge、GoogleChrome 最新版での利用を推奨します。
ディスプレイ解像度XGA（1024×768）以上での利用を推奨します。
毎日、3:00～4:00 (JST) サーバーの定時メンテナンスを行います。

5. 留学期間

出発から11ヶ月以上、1年未満です。

6. 渡航日、帰国時期

受入地区の青少年交換委員会と協議の上、ホストクラブと学生の相談で決めます。

7. 交換相手地区

1）交換地区は地区委員会が決定し、受入都市とクラブについてはホスト地区が決定します。
2）来日学生とクラブ組み合わせは、ガバナー補佐を通して地区委員会が行います。
3）受入と派遣の地区、クラブは必ずしも同じではありません。

8. 国際ルール（4Dルール）

全ての交換学生には、世界共通のロータリーの国際ルール（4D[フォーディー]ルール）として、次のことが禁止されています。

1）自動車、オートバイ、船舶、飛行機等の運転及び、グライダー等
危険なスポーツの禁止。（No Driving）
2）アルコール飲料及び喫煙の禁止。（No Drinking）
3）シングルデートの禁止。（No Dating）
4）麻薬、覚醒剤の禁止。（No Drug）

その他にも、留学生には守らなければならない規則があります。地区委員会では、オリエンテーション等でホストファミリーや学校の規則、日本の法律等を遵守するように指導しています。

留学生に問題が起こった場合は、すみやかに地区委員会にご相談ください。

9. 留学の停止

留学途中であっても、ルールや法律に違反した場合は**強制的に早期帰国勧告**を致します。また、重大な病気や怪我・ノイローゼ・強度なホームシック・登校拒否等の理由で、留学を中止する場合があります。その最終決定は、派遣元委員会と当地区委員会が十分に協議した結果決定されます。学生は決定に従わなければなりません。

危機管理の上から交換の継続が困難な時（自然災害・パンデミック・セクハラの問題等）は派遣元地区委員会と当地区委員会（危機管理委員会も含め）が十分な協議を重ねた結果決定されます。学生は決定に従わなければなりません。

【カウンセラーについて】

地区青少年交換委員会はホストクラブ会員の中よりIBSのサポート全般を担うカウンセラーの選任を要請します。カウンセラーはクラブ青少年関連委員と兼任しても結構です。ただし、ホストファミリーとの兼任は原則としてできません。

カウンセラーは、ホストファミリー、学校、地区委員会と連絡を取り合い、トラブルを未然に防ぎます。また、このプログラムを留学生だけでなく、全ての関係者にとって有意義なものにするため、関係者全員に必要なアドバイスをし、更に留学期間中の交換学生の安全を確保するという重要な役割を担います。カウンセラーは地区委員会を大いに利用し、プログラムを成功に導いてください。

1. カウンセラーの選任

カウンセラーの選任に当たっては、豊富な人生経験と交換プログラムに対する認識はもちろん必要ですが、学生に対し指導・支持をするというよりはむしろ相手の立場を理解し、相手の話をよく聞き、相談相手として親身になってくれるような人を選任してください。
カウンセラーは日常的に来日学生の状況把握をする必要がありますので、海外での経験がある方や、英語に堪能な方であればより意思疎通はしやすいでしょう。
また可能であれば来日学生と同性が望ましいとされています。

2. カウンセラーの任期

カウンセラーの任期は、学生の書類が届き、カウンセラーに任命されてから留学生が帰国するまでの間です。（従ってロータリー年度だけではありません。）

3. カウンセラーの任務

- 来日前
  1. クラブで来日学生を受け入れる準備をする。
     （受入高校やホストファミリーとの関係構築、書類の手配）
  2. 来日学生が決まったら連絡をして関係を築く。質問などに答える。
  3. 来日日程が決まったら、空港へ迎えに行く。
     （地区委員/ROTEXにも必要に応じて声をかける）
- 来日後
  1. 来日したら、14日以内に在留カードを持参の上、市区町村の窓口で居住地を届け出て、住民登録する。同時に国民健康保険加入の手続きを行う。
  2. 毎月学生が例会に参加できるようにサポートする。
  3. 毎月の月例報告書にて学生の様子を地区へ報告する。（YESSにて）
  4. 毎月のオリエンテーションに学生とともに参加する。
  5. カウンセラー会議（必須）に出席する。
  6. ホストファミリーの移動に際して日時の調整や荷物の移動を行う。
  7. その他、学生が困っていることが無いか学生と定期的に連絡を取る。（理想は週1回）

【来日前・受入準備】

1. 受入高校を探す

1）候補をいくつか決める。
2）受入高校マニュアル（別紙）や、RI発行の「青少年交換ハンドブック」（参考資料）を持参してプログラムの説明をする。

受入高校には、入学金、授業料は免除をお願いします。（神奈川県内公立高校は免除となっています）教材費、制服、体操着、通学費、学校で加入する保険等の必要経費はクラブで支払います。スクールカウンセラーと事前に打ち合わせをします。

スクールカウンセラー（担当教員）との打合わせは、必要に応じて何回でも開いてください。

【学校に説明する際のポイント】
1）留学生を受け入れることがいかに日本の高校生によい刺激を与えるか！
2）責任者はロータリークラブであることを説明！
3）留学生を特別扱いすることは不要！
4）授業料以外の学校経費はロータリーが負担します！

2. ホストファミリーを探す

「ロータリー青少年保護の手引き」（参考資料）では、ホストファミリーに以下を期待しています。
- 学生の身の安全と安全確保に力を入れること
- 学生を受け入れる動機が、国際親善と異文化交流というロータリーの理想と一致していること
- 学生に対する十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる経済力があること
- 学生の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること

ホストファミリー対象者	期間（目安）	備考
ロータリアン	2～4ヶ所 （3ヶ月～）	クラブ内・グループ内で協力し合ってもらいます。
ロータリアン以外		ホストファミリーはロータリアン以外でも構いません。 地域、派遣学生やROTEXの繋がりを大いに活用してください。
予備のホストファミリー		やむを得ない事情等でキャンセルになる場合に備え、 予備のホストファミリーを依頼しておくと良いです。

※カウンセラーはホストファミリーにはなれません。

【ホストファミリーの選択の際のポイント】
1）義務や義理でホストファミリーを引き受けていないか？
2）子供がいない家庭でもＯＫ！（片親の場合は同性が望ましい）
3）留学生を歓迎してくれる温かい気持ちが最大のプレゼント！
※「ホストファミリーマニュアル」（別紙）をホストファミリーにお渡しください。

3. 書類を作成する

【受入書類　3点セット】

来日学生を受入れるための書類を、ガバナー補佐とホストクラブ宛に地区委員会より送付します。書類を作成し、出来るだけ早く地区委員会（ガバナー事務所宛）にご返送ください。

［書類提出 締め切り］　5月7日

提出書類は、以下の3点になります。

1）ロータリー交換学生身許引受書（クラブ会長の署名と押印が必要です）
2）入学許可証明書（受け入れ高校に作成依頼・受け入れ校の印が必要）
3）Guarantee Form（Section F）（受け入れ校に記入していたいただく箇所あり）

＊2通ずつご準備ください。

1）

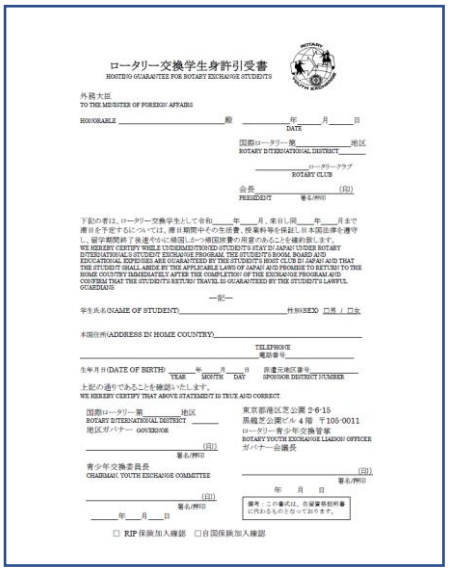
ロータリー交換学生身許引受書
HOSTING GUARANTEE FOR ROTARY EXCHANGE STUDENTS

外務大臣
TO THE MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS

HONORABLE _____殿　_____年_____月_____日
DATE

国際ロータリー第_____地区
ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT_____

_____ロータリークラブ
ROTARY CLUB

会長 _____(印)
PRESIDENT　署名/押印

下記の者は、ロータリー交換学生として令和_____年_____月、来日し同_____年_____月まで滞日を予定するにについては、滞日期間中その生活費、授業料等を保証し日本国法律を遵守し、留学期間終了後速やかに帰国しその帰国費の用意のあることを確約致します。
WE HEREBY CERTIFY WHILE UNDERMENTIONED STUDENT IS STAY IN JAPAN UNDER ROTARY INTERNATIONAL'S STUDENT EXCHANGE PROGRAM, THE STUDENT'S ROOM, BOARD AND EDUCATIONAL EXPENSES ARE GUARANTEED BY THE STUDENT'S HOST CLUB IN JAPAN AND THAT THE STUDENT SHALL ABIDE BY THE APPLICABLE LAWS OF JAPAN AND PROMISE TO RETURN TO THE HOME COUNTRY IMMEDIATELY AFTER THE COMPLETION OF THE EXCHANGE PROGRAM AND CONFIRM THAT THE STUDENT'S RETURN TRAVEL IS GUARANTEED BY THE STUDENT'S LAWFUL GUARDIANS

—記—

学生氏名(NAME OF STUDENT)_____性別(SEX)　□男 / □女

本国住所(ADDRESS IN HOME COUNTRY)_____

TELEPHONE
電話番号

生年月日(DATE OF BIRTH)　_____年_____月_____日　所属学地区番号
YEAR　MONTH　DAY　SPONSOR DISTRICT NUMBER

上記の通りであることを確認いたします。
WE HEREBY CERTIFY THAT ABOVE STATEMENT IS TRUE AND CORRECT.

国際ロータリー第_____地区
ROTARY INTERNATIONAL DISTRICT _____
地区ガバナー　GOVERNOR
_____(印)
署名/押印

東京都港区芝公園 2-6-15
黒龍芝公園ビル 4 階　〒105-0011
ロータリー青少年交換管事
ROTARY YOUTH EXCHANGE LIAISON OFFICER
ガバナー会議長
_____(印)
署名/押印

青少年交換委員長
CHAIRMAN, YOUTH EXCHANGE COMMITTEE
_____(印)
署名/押印

年　月　日

_____年_____月_____日

備考：この書式は、在留資格証明書に代わるものとなっております。

□ RIP 保険加入確認　□自国保険加入確認

2）

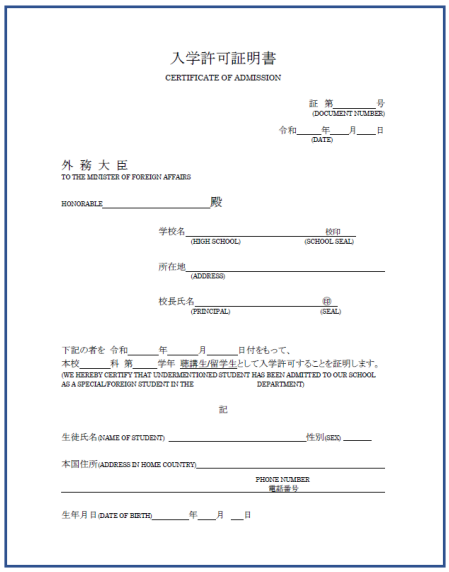
入学許可証明書
CERTIFICATE OF ADMISSION

証 第_____号
(DOCUMENT NUMBER)

令和_____年_____月_____日
(DATE)

外 務 大 臣
TO THE MINISTER OF FOREIGN AFFAIRS

HONORABLE_____殿

学校名 _____校印
(HIGH SCHOOL)　(SCHOOL SEAL)

所在地_____
(ADDRESS)

校長氏名_____印
(PRINCIPAL)　(SEAL)

下記の者を 令和_____年_____月_____日付をもって、
本校_____科 第_____学年 聴講生/留学生として入学許可することを証明します。
(WE HEREBY CERTIFY THAT UNDERMENTIONED STUDENT HAS BEEN ADMITTED TO OUR SCHOOL AS A SPECIAL/FOREIGN STUDENT IN THE　DEPARTMENT)

記

生徒氏名(NAME OF STUDENT) _____性別(SEX) _____

本国住所(ADDRESS IN HOME COUNTRY)_____

PHONE NUMBER
電話番号

生年月日(DATE OF BIRTH)_____年_____月 ___日

3）

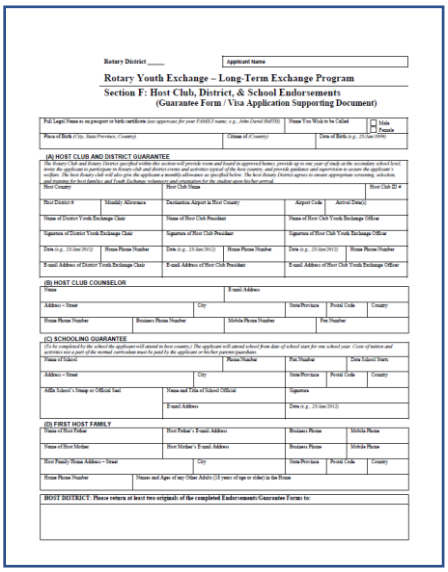
Rotary District ____　Applicant Name

Rotary Youth Exchange – Long-Term Exchange Program
Section F: Host Club, District, & School Endorsements
(Guarantee Form / Visa Application Supporting Document)

Full Legal Name as on passport or birth certificate (use appearance for your FAMILY name; e.g., John David SMITH)　Name You Wish to be Called　☐ Male ☐ Female
Place of Birth (City, State/Province, Country)　Citizen of (Country)　Date of Birth (e.g., 23-Jan-1998)

(A) HOST CLUB AND DISTRICT GUARANTEE
The Rotary Club and Rotary District specified within this section will provide room and board in approved homes, provide up to one year of study at the secondary school level, invite the applicant to participate in Rotary club and district events and activities typical of the host country, and provide guidance and supervision to assure the applicant's welfare. The host Rotary club will also give the applicant a monthly allowance as specified below. The host Rotary District agrees to ensure appropriate screening, selection, and training for host families and Youth Exchange volunteers, and participation for the student upon his/her arrival.

Host Country　Host Club Name　Host Club ID #
Host District #　Monthly Allowance　Destination Airport in Host Country　Airport Code　Arrival Date(s)
Name of District Youth Exchange Chair　Name of Host Club President　Name of Host Club Youth Exchange Officer
Signature of District Youth Exchange Chair　Signature of Host Club President　Signature of Host Club Youth Exchange Officer
Date (e.g., 23-Jan-2012)　Home Phone Number　Date (e.g., 23-Jan-2012)　Home Phone Number　Date (e.g., 23-Jan-2012)　Home Phone Number
E-mail Address of District Youth Exchange Chair　E-mail Address of Host Club President　E-mail Address of Host Club Youth Exchange Officer

(B) HOST CLUB COUNSELOR
Name　E-mail Address
Address – Street　City　State/Province　Postal Code　Country
Home Phone Number　Business Phone Number　Mobile Phone Number　Fax Number

(C) SCHOOLING GUARANTEE
(To be completed by the school the applicant will attend in host country. The applicant will attend school from date of school start for one school year. Costs of tuition and activities are a part of the normal curriculum must be paid by the applicant or his/her parents/guardian.

Name of School　Phone Number　Fax Number　Date School Starts
Address – Street　City　State/Province　Postal Code　Country
Affix School's Stamp or Official Seal　Name and Title of School Official　Signature
E-mail Address　Date (e.g., 23-Jan-2012)

(D) FIRST HOST FAMILY
Name of Host Father　Host Father's E-mail Address　Business Phone　Mobile Phone
Name of Host Mother　Host Mother's E-mail Address　Business Phone　Mobile Phone
Host Family Home Address – Street　City　State/Province　Postal Code　Country
Home Phone Number　Names and Ages of any Other Adults (18 years of age or older) in the Home

HOST DISTRICT: Please return at least two originals of the completed Endorsements/Guarantee Forms to:

これらはロータリー青少年交換において、受入クラブが来日学生の安全を保証する書類です。すべての書類、署名が揃った時点で、相手地区へ送り返し、受け入れ態勢が万全であることを証明します。学生はこれを基にビザを申請します。

※ロータリー交換学生身許引受書には、ガバナー、青少年交換委員長、ガバナー会議長からの署名が必要となりますので、ホストクラブ会長の署名及び捺印（個人印・クラブ印どちらでも可）ができましたら、先にガバナー事務所までお送りください。

※Guarantee Formには、クラブ会長・青少年交換担当者に加えて地区青少年交換委員長の署名が必要になります。

【危機管理書類４点セット】

学生を受け入れる前に地区委員会あてに以下の書類を提出いただきます。

［書類提出 締め切り］ ７月１日

1）クラブの参加資格認定：覚書（MOU）（会長・幹事の署名が必要です）
2）ホストクラブ申請書（クラブ会員全員の情報と会長の署名が必要です）
3）青少年ボランティア誓約書
（会長・幹事・カウンセラー・ホストファミリーの家長に提出いただきます）
4）ホストファミリー申請書（ホストファミリーの情報と署名が必要です）

4. 学生と連絡を取る

来日学生が決まったら（＝相手国より学生のApplication Formが地区に届き次第ホストクラブへ送付します）「クラブ（カウンセラー等）から学生に直接連絡してコンタクトを開始してください。
ホストファミリーが決まった際には、ホストファミリーからも連絡をするよう促してください。
滞在先や通学校の情報を提供するとともに、学生と相談して渡航日を決定します。

● **留学生との連絡**
メールやSNSを活用して、カウンセラーやホストファミリーから直接連絡を取ってください。
留学生は滞在先のことや、学校、ホストファミリーのことなどを知りたがっています。クラブやホストファミリーの予定を確認し、双方にとって都合の良い渡航日程を決定してください。
※8月最後の週末には一泊二日の初回来日学生オリエンテーションを予定していますので、それに必ず参加できるよう日程調整をお願い致します。

● **到着スケジュール**
来日学生の到着便情報とスケジュールが届きましたら、各ホストクラブに通知します。クラブ内で発表してください。また、それより早く来日学生から直接スケジュールが届いた場合は、地区委員会（及びガバナー事務所）へお知らせください。

※海外移動保険の加入手続きがありますので、事前に必ず地区委員会と共有をお願いいたします。
また、無保険で渡航はさせないようお願い致します。
来日前に必ず此方の指定するRIJYEM保険に加入することが義務付けられています。

5. クラブで打ち合わせ会議を実施

来日前に、全ホストファミリー、カウンセラー、クラブ会長・幹事・担当委員に集まってもらい、打ち合わせ会議を開催します。

【関係者事前会議で確認するポイント】
1）到着日はいつ？
2）ホストファミリーをお願いする期間は？
3）登校開始日？
4）例会日・オリエンテーション等、ロータリーの年間スケジュールの説明
5）緊急の場合連絡先と方法（クラブカウンセラー、地区委員会）
6）病院に行った場合の保険や支払方法の説明

6. 費用について

地区より半期毎（9月／2月）に45万円ずつホストクラブへ助成いたします。
ガバナー事務所より直接送金しますので、振込先口座をガバナー事務所へお知らせください。
学生が帰国後1～2ヶ月以内に**決算報告**を提出いただきますようお願いします。

各グループによっては「青少年交換分担金」（例：会員1名2,000円×会員数×クラブ数）として補助金を集めてホストクラブの負担を軽減しています。

● 小遣い
交換学生には毎月、地区委員会が定めた金額の小遣いを月初めに支給してください。
金額は月10,000円です。この小遣いには昼食費、通学費は含みません。これらの必要があるときは小遣いとは別に渡します。また、**携帯代として、3,000円ほど**支給お願いします。

【到着・滞在中】

学生が到着する日／便名が分かったら地区委員会へ連絡し、当日ホストクラブが羽田又は成田空港で出迎えてください。　来日学生には可能であれば羽田へ到着するよう指示しています。
クラブの会員や地区委員にも声をかけ、言語が心配な場合はROTEXを誘ってください。

1. 住民登録及び国民健康保険

到着後、学生が空港で交付された在留カードを持参の上、14日以内に市役所（町役場）に留学生を連れていき、居住地の届出をして住民登録します。又、クラブ負担で「国民健康保険」に加入させてください。学生は来日前に、国際ロータリー日本青少年交換委員会（RIJYEM）が指定する保険に加入してきますので、国民健康保険の自己負担分（3割）はこの保険でカバーされます。

2. パスポート

パスポートは、帰国時までクラブの責任者が預かる方が紛失等の心配が少ないでしょう。
（※**預かり証**を本人に渡してください。安心します。）

3. 学校・クラブ行事

学校やクラブの行事には積極的に参加させるようにお勧めください。過去の例から見ても、学生がこの種の活動に積極的になればなるほど、日本の風俗、習慣に早く溶け込みます。

4. 随時ガバナー事務所へ提出するもの

月例報告書	ホストファミリーとカウンセラー 翌月5日までに月例報告書を提出してもらいます。 ◎報告書は、YESSに直接アップロードしてください。
引越し情報	引越し先が決まり次第すぐに、YESSへの登録をお願いします。
ボランティア誓約書	会長・幹事・カウンセラーは年度当初に提出ください。 ホストファミリー（家長）のボランティア誓約書は決まり次第、その都度ガバナー事務所に提出ください。
地区外旅行届	学生が地区外へ出る場合、地区委員会宛に事前提出
＊親の承諾書	上記の旅行で飛行機・船舶を利用する場合、地区外旅行届と一緒に提出

5. クラブ例会への出席

月一回は、学生をクラブ例会・行事に誘ってみてください。ホストファミリーやクラブカウンセラーだけのプログラムではありませんので、会員全員で留学生をホストしていることを認識してもらうようにします。例会では、全会員で留学生に話しかけるように、お願いしておきます。例会出席に限らず、ロータリーの行事で学校を休ませる必要があるときは、事前に学校の了解を取ってください。

6. 会員宅訪問

会員全員で受け入れているという認識を持っていただくため、月に何回かホストファミリー以外の会員宅を訪問し、一緒に食事するというようなプログラムを組んでみてください。次回のホストファミリー選びにも役に立ちます。また、会員や会員家族のための語学教室や、国際交流会等を企画してみては如何でしょうか？

7. 地域社会への貢献

地域内で、ロータリー以外の会合や行事に参加させることも社会奉仕、青少年奉仕につながります。どんどん参加させるよう、ホストファミリーにもお願いしておきます。近所の小学校や中学校を訪問させ、自分の国の紹介をしてもらってください。留学生の目的意識高揚にも役立ちます。

8. ホストファミリーとのトラブル

事前にトラブルを防ぐため、定期的にホストファミリーの話を聞いてください。特に最初の頃は、言葉が通じない上に習慣も違うので、ホストファミリーと学生の両方にストレスがたまります。留学生やホストファミリーとよく話をしてください。カウンセラーの重要な役目です。**もし、ホストファミリーと来日学生の間に重大なトラブルが発生した場合は、地区委員会までご相談ください。**

9. 旅行

ロータリーの行事以外で地区外に出るときは、前述の**地区外旅行届（※必要な場合は親の承諾書）**を地区委員会宛に提出してください。友達だけの地区外旅行や泊まりの旅行は、原則禁止されています。また、修学旅行以外での海外旅行も禁止です。

10. オリエンテーション等の参加

地区委員会では来日学生のためのオリエンテーションを月一回開催します。（＊原則第一土曜日）年度初めに予定表を出していますので、その日は必ず出席するよう指導をお願いいたします。（文化祭や体育祭などの行事よりもオリエンテーションの参加は原則として優先です）
他にも、委員会・ROTEX行事、地区大会へは必ず出席させてください。

11. 病気や怪我

病気や怪我にいつでも対応できるよう、カウンセラーはいつでも留学生と連絡がとれるようにしておきます。医療費の自己負担分（3割）は保険でカバーされますが、一時立て替えが必要になります。事前の打ち合わせで、ホストファミリー等にはよく説明をお願い致します。

12. 保険金の請求

立て替えた医療費及び病院までの交通費は、全て領収書が必要です。保険金請求書をRIJYEMのHPからダウンロードして下さい。
※別途、保険金請求についての参考資料があります。

（RIJYEM保険関係書類ダウンロード先：https://rijyec.org/archives/category/shiryou/hoken）

13. ハラスメントについて

青少年と接する際の行動規範に関する声明（ロータリー章典）は、「ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある」と定めています。

- 身体的虐待

痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えること。

- 放置（ネグレクト）

青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療、心のケアを提供しないこと。

- 性的虐待

暗黙あるいは明示的な性的行為に関与あるいは手配すること。不適切な身体的接触以外にものぞき見、公然わいせつ、ストーカー行為、電子的方法（SNS等）により性的な示唆を含む言葉や画像の提示、性的な発言など接触のないものも含まれる。

- 精神的、心理的、または言葉による虐待

年齢・民族・人種・肌の色・能力・宗教・社会経済的地位・文化・性別・性的思考・性自認などの特徴について軽蔑的な発言をすること。

ハラスメントに関しては「ロータリー青少年保護の手引き」（参考資料）をよく読み、活動の参考にしてください。

14. 緊急連絡先の周知

地区委員会に提出する危機管理資料には、緊急時に（24時間）繋がる携帯やメール等の緊急連絡先

を漏れなく記入してください。もしもの時のために、ホストファミリーやスクールカウンセラー等の関係者全員にクラブカウンセラーと地区委員会の緊急連絡先を渡しておきます。

15. 緊急事態発生の場合

学生、その家族等に緊急事態が発生した場合は、直ちに地区委員会へ連絡し、地区委員会と合同で対処します。青少年交換学生が関わるすべての深刻な事態（虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡）について、72時間以内にRI青少年交換担当に報告する必要があります（72時間ルール）。海外との緊急連絡は、地区委員会を通じて行います。

（1）重大な病気や怪我、虐待やハラスメントの申し立ては直ちに地区委員会に報告してください。
（2）深夜でも構いません。
（3）誰が連絡をしても構いません。

16. 「おなやみごと（ハラスメント）相談窓口」

当地区では、危機管理相談窓口「おなやみごと（ハラスメント）相談窓口」が開設をしています。地区危機管理委員会が運営をし、地区内の青少年交換学生を含む皆様の相談窓口になっています。相談内容や個人情報はしっかりと管理され、相談によって、相談者が不利益を被ることは決してありません。

「おなやみごと（ハラスメント）相談窓口」
https://rid2780.gr.jp/trouble-consultation/

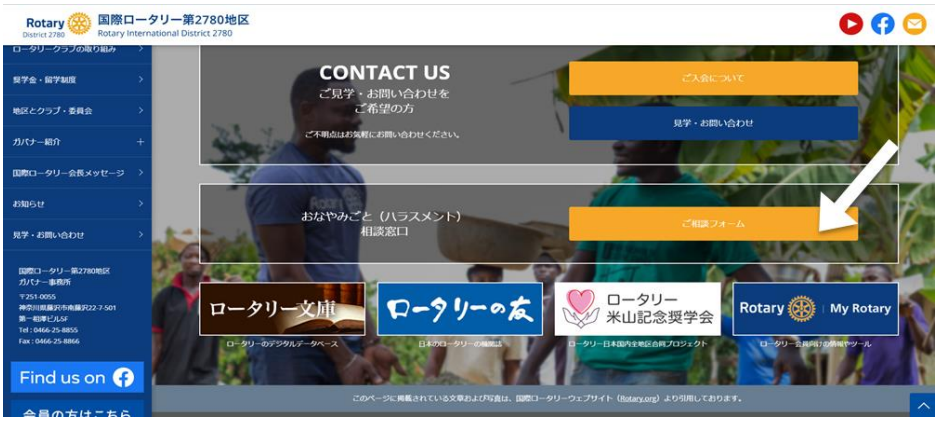

17. ホームシック

重度のホームシックに掛かった場合、地区委員会に相談してください。

18. 留学生の親の訪問

留学生の親が、御礼を兼ねて来日する場合がります。また、親と一緒に観光旅行に行くこともありま

す。親と一緒ですので認めて構いませんが、地区行事と重ならないよう、計画させてください。又、学校をさぼらせるような計画はしないように注意してください。
当地区では、帰国前の3カ月のみ家族の訪問を許可しています。友人の訪問は許可していません。

【帰　国】

- 帰国前の荷物発送

帰国近くになりますと、荷物が山のように増えてきます。帰国一ヶ月位前になりましたら、ホストファミリーと打ち合わせて、不要な荷物を発送するようにしてください。**費用はあくまで本人負担。**

- 帰　国

帰国日は7月下旬を目安としていますが、クラブと相談して学生自身で帰国便を予約します。
但し、特別の理由がない限り、6月中旬のお別れ会と7月の修了式（歓送会）を終えるまでは滞在するように配慮してください。

- 学　校

学期終了前に帰国する場合、スクールカウンセラーと相談して、登校終了日を予め決めておきます。
荷造り等の日程を含めて、帰国日より1週間くらい前に設定することをお勧めします。

【地区青少年交換委員会】

ご質問・お問い合わせは、原則、地区青少年交換委員会の各グループ担当委員までお願い致します。
何らかの事情で繋がらない場合、以下にご連絡下さい。

【関係連絡先】

2022-24年度委員長　新井　智代（藤沢南RC）

携帯：080-4665-6440
E-mail：tomo.a@si-academy.jp

2024-2025年度委員長　遠藤　秀樹（足柄RC）

携帯：090-3047-8743
E-mail：AG.endoh.hideki@metlife.co.jp

第2780地区ガバナー事務所（平日9時～17時）

〒251-0055 藤沢市南藤沢22-7-501　第一相澤ビル5階
TEL：0466-25-8855／FAX：0466-25-8866
E-mail：g-office@rid2780.gr.jp

【参考資料】

YESS運用マニュアル：https://rijyec.org/archives/category/shiryou/yess

「ロータリー青少年保護の手引き」および「青少年交換の手引き（青少年交換ハンドブック）」：
https://www.rotary.org/ja/our-programs/youth-exchanges/details

【よくあるご質問】

● 在留カードの住所はどうしたらいいでしょうか。

（回答）ホストファミリーの住所は移動が生じるため、クラブ会長またはカウンセラーの住所で申請することを推奨しています。

● 健康保険の手続きをした際に、年金の案内もされましたが、加入したほうがいいでしょうか。

（回答）年金に加入する必要はございません。

● 学生がパスポートを自分で管理したいと言っていますがいいでしょうか。

（回答）原則クラブに預けていただきますが、どうしても学生が自分で持っていたいと主張した場合は構いません。学生が管理する場合、紛失を避けるために外出時に持ち歩くことのないよう必ずお伝えください。

● 携帯（スマートフォン）の契約はどのようにしたらいいですか。

（回答）過去の来日学生の例をお伝えいたします。スマートフォンは学生が持参した SIM フリーのものを使用し、SIM のみ契約しました。契約は、在留カードとパスポート、住民登録表を持参すると本人名で手続きが可能です。支払いはカウンセラーの方に立て替えていただいています。
※こちらは一例です。どなたのお名前で契約するかはクラブで決めていただいて構いません。クラブ会長やカウンセラーのお名前で契約したケースもございます。

● 学生が持参した Trip 代（現金）はいつ預かればいいですか。

（回答）学生には来日時に Trip 代 100,000 円と Emergency Fund（緊急費用）30,000 円を持参するように伝えてあります。これらはカウンセラーが預かり、クラブで保管をお願いいたします。
①Trip 代については、ガバナー事務所から入金依頼をご案内するまでクラブ会計にてお預かりください。
②Emergency Fund については、緊急費用として持参させているので、使用しなかった場合は帰国時に返金をお願いします。Emergency Fund を預かる際、預かり証を学生にお渡しすると、学生も安心するかと思いますので、ぜひご活用ください。

● 学生の受入学校から学生証を発行するため留学期間の証明をする書類を提出してほしいと依頼がありました。どのように対応したらいいですか。

（回答）地区委員会としては特別な書式をご用意しておりません。どの学校でも必要とされているものではないようです。クラブ会長名で「ロータリークラブが一年間、学生を預かる旨」の書類を作成し、学校へ提出していただいて構いません。